



令和 2 年 2 月 7 日
大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課
国土技術政策総合研究所

令和 2 年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業を円滑に進めるための環境整備に取り組めます～

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の推進等に取り組んでいます。

昨年 6 月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革、i-Construction の更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえ土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。

なお、これらの基準等は、全国の地方自治体にも情報提供することとしています。

【改定項目】

1. 円滑な施工体制の確保
2. 働き方改革に取り組める環境整備
3. i-Construction の更なる拡大
4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定
5. 共通仕様書等の改定

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL : 03-5253-8111 (代表)

大臣官房技術調査課

TEL : 03-5253-8221

FAX : 03-5253-1536

(担当) 工事全般

事業評価・保全企画官

辛嶋 亨 (内線22353)

(担当) 土木工事共通仕様書等

課長補佐

谷口 昭一 (内線22352)

(担当) 業務全般

課長補佐

川尻 竜也 (内線22333)

(担当) 電気通信関係

企画専門官

小嶋 正一 (内線22364)

総合政策局公共事業企画調整課

TEL : 03-5253-8286

FAX : 03-5253-1556

(担当) 標準歩掛・機械等損料

課長補佐

矢野 公久 (内線24953)

(担当) ICT施工技術基準類

課長補佐

二瓶 正康 (内線24921)

(担当) 機械設備積算基準

課長補佐

田村 匡弘 (内線24943)

国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室

TEL : 029-864-2677

FAX : 029-864-2547

(担当) 施工パッケージ型積算

主任研究官

北見 裕二

1. 円滑な施工体制の確保

<工事>

(1) 現道上の工事における一般交通の影響を受ける工種区分の設定

現道上の工事における一般交通の影響を特に受ける「電線共同溝工事」「道路維持工事」「舗装工事」「橋梁保線工事」について、実態を踏まえた新たな補正係数を設定する。

(2) 時間的制約を受ける積算方法の見直し

施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、作業時間に制約を受ける場合の積算方法として、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の適用範囲を拡大する。

(3) 大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

東日本大震災被災地（岩手県、宮城県、福島県）、熊本地震被災地（熊本県）及び平成 30 年 7 月豪雨被災地（広島県）における工事量の増大により資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下に伴う間接工事費の補正等について、施工実態を踏まえ令和 2 年度も継続する。

2. 働き方改革に取り組める環境整備

<工事>

(4) 週休 2 日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正等

週休 2 日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を改定する。

受注者希望方式における積算について、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に 当初予定価格から 4 週 8 休を前提とした補正係数を見込む積算方法に見直す。

(5) 新たな労務単価の割増し

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合の労務単価の割増しとして、休日割増を新たに導入する。

<業務>

(6) 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

実態を踏まえ、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の設定を改定する。

3. i-Construction の更なる拡大

<工事>

(7) ICT 施工における積算基準の拡充

ICT 建機施工の機械経費に関して市場の単価を反映するとともに、ICT 施工に伴う出来高管理及びデータ納品に要する費用について、通常工事に比べ増加する分の補正係数を新たに設定する。

現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、ICT 活用工事に対して現場管理費の補正係数を新たに設定する。

(8) ICT 活用工事における小規模施工の積算対応

現場条件により、標準の ICT 建機が現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、見積りを活用するなど適正な予定価格の設定を行うことを明記する。

(9) ICT 施工の新規工種に係わる積算要領について

ICTを取り入れた技術により生産性向上を図るため、「スラリー攪拌（ICT）」、「②「切削オーバーレイ工（ICT）」の積算基準を新設する。

<業務>

(10) ICT 活用業務の積算対応について

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上する旨、設計業務等標準積算基準書に追記する。

4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

<工事>

(11) 工期と連動した間接工事費の設定

一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）に増加する現場維持等に要する費用の積算方法を整備するとともに、増加費用の算定に用いる係数を実態に即して改定する。

(12) 除雪工における積算方法の改定

施工実態調査の結果を踏まえ、道路除雪工の歩掛を先行して令和2年1月に改定した。

(13) 労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法の検討

改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費率を改定する。

(14) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応

改正安全衛生法関係法令が平成31年2月に施行され、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則使用することになったため、実績変更により必要経費を計上する方

法を導入する。

(15) 土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定する。

1) 新規制定【1工種】

①トンネル補修工（ひび割れ補修工）

2) 日当たり施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【13工種】

①仮橋仮栈橋工、②架設支保工、③ウェルポイント工、④コンクリート工（砂防）、⑤鋼製砂防工、⑥連続鉄筋コンクリート舗装工、⑦トンネル清掃工、⑧道路除雪工、⑨PC橋片持架設工、⑩トンネル工（NATM）（発破工法）、⑪トンネル工（NATM）（機械掘削工法）、⑫小断面トンネル工（NATM）、⑬トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

(16) 建設機械等損料算定表

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定する。

(17) 施工パッケージ関係

物価変動に関する標準単価の見直し等により、施工パッケージ歩掛を改定する。

1) 日当たり施工量、労務、資機材等を改定する工種【10工種】

①土工、②安定処理工、③基礎・裏込砕石工、④排水構造物工、⑤塵芥処理工、⑥土工（砂防）、⑦透水性アスファルト舗装工、⑧路側工（取外し）、⑨橋梁附属施設設置工、⑩スノーポール設置・撤去工

(18) 電気通信編

電気通信に関する標準歩掛等は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種等を改定する。

1) 歩掛制定【2工種】

①照明灯プレキャスト基礎設置工、②デジタル陸上移動通信装置設置工

2) 撤去工事に関する歩掛改定【4工種】

①電気通信設備工事における一般事項（既設設備の撤去工事）、②空中線装置設置工、③固定型衛星通信用地球局設備設置工、④レーダ基地局装置設置工

3) 移設工事に関する機器管理費率の改定

機器管理費率の補正に「機器を移設する場合」を新設

4) 電気通信設備工事の日施工量の本基準化

(19) 機械設備編

機械設備積算基準に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

1) 歩掛等改定【3工種】

工事における河川用水門設備、揚排水ポンプ設備（除塵設備）、鋼製附属設備の輸

送費算定式。

2) 工事及び点検・整備業務の一般管理費率等の改定

<業務>

(20) 設計業務等標準歩掛

道路設計標準歩掛について、実態調査を踏まえて改定する。

(21) 電気通信施設設計業務積算基準

電気通信関係の標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、更新設計時の補正係数及び新規歩掛（簡易ＣＣＴＶ設備、高規格道路及び自動車専用道管理設備）を追加する。

5. 共通仕様書等の改定

(22) 土木工事共通仕様書等

土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、ＩＣＴ技術の全面的な活用を推進するための基準策定並びに技術基準等との整合を図り、改定等を実施。

(23) 業務共通仕様書等

土木設計業務等共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ一部改定する。

スケジュール

- 1. ～ 4. の改定内容（先行して改定した（12）を除く）については、令和2年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。
ただし、令和2年3月1日から令和2年3月31日の間に入札書提出締切日が設定されるものについては、契約後に改定内容に基づき変更することができる。
- 5. の改定内容については、令和2年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。

令和2年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

総合政策局 公共事業企画調整課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1. 円滑な施工体制の確保

(1)現道上の工事等における施工地域補正の改定

- 現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、より実態に即した積算を可能とするため、施工地域補正を改定。

共通仮設費の施工地域を考慮した補正の改定（案）

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が 施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(2)	札幌市、...（中略）...、福岡市の市街地 部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部 については、鋼橋架設工事、下水道工事 (1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.5	2
市街地（DID 補 正）(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	3
一般交通影響有り (1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量 （上下合計）が5,000台/日以上以上の車道にお いて、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種（※）	1.3	4
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り（2）以外の車道において、 車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面 通行止めの場合を含む。）	全ての工種（※）	1.2	5
市街地（DID 補 正）(2)	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種 区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる 場合。	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	1.2	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤勤務手当を支給するた めに指定した地区、及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種（※）	1.3	7

共通仮設費
の改定

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が 施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(2)	札幌市、...（中略）...、福岡市の市街地 部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部 については、鋼橋架設工事、下水道工事 (1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.5	2
市街地（DID 補 正）(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.4	3
一般交通影響有り (1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量 （上下合計）が5,000台/日以上以上の車道にお いて、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面 通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
市街地（DID 補 正）(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	4
一般交通影響有り (1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量 （上下合計）が5,000台/日以上以上の車道にお いて、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持 工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工事（※）	1.3	5
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り（2）以外の車道において、 車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面 通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事、道路維持 工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工事（※）	1.2	6
市街地（DID 補 正）(2)	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種 区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる 場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝 工事、道路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工事以外の 工事（※）	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤勤務手当を支給するた めに指定した地区、及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種（※）	1.3	8

(1)現道上の工事等における施工地域補正の改定

現場管理費の施工地域を考慮した補正の改定（案）

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市（１）,（２）	札幌市,・・・（中略）・・・,福岡市の市街地 部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区,横浜市,大阪市の市街地 部については,鋼橋架設工事,下水道工事 (1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.2	1
市街地（DID 補 正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	2
一般交通影響有り （１）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量 （上下合計）が5,000台/日以上以上の車道にお いて,車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種（※）	1.1	3
一般交通影響有り （２）	一般交通影響有り（２）以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面 通行止めの場合を含む。）	全ての工種（※）	1.1	4
市街地（DID 補 正）（２）	市街地（DID 補正）（１）で適用となる工種 区分以外で,市街地部が施工箇所に含まれる 場合。	市街地（DID 補正） （１）以外（※）	1.1	5
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤勤務手当を支給するた めに指定した地区,及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種（※）	1.0	6

**現場管理費
の改定**

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市（１）,（２）	札幌市,・・・（中略）・・・,福岡市の市街地 部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区,横浜市,大阪市の市街地 部については,鋼橋架設工事,下水道工事 (1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.2	1
市街地（DID 補 正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
一般交通影響有り （１）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量 （上下合計）が5,000台/日以上以上の車道にお いて,車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
一般交通影響有り （２）	一般交通影響有り（１）以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面 通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
市街地（DID 補 正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	3
一般交通影響有り （１）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量 （上下合計）が5,000台/日以上以上の車道にお いて,車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事,道路維持 工事,舗装工事,橋梁保全 工事以外の工事（※）	1.1	4
一般交通影響有り （２）	一般交通影響有り（２）以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面 通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事,道路維持 工事,舗装工事,橋梁保全 工事以外の工事（※）	1.1	5
市街地（DID 補 正）（２）	市街地（DID 補正）（１）で適用となる工種 区分以外で,市街地部が施工箇所に含まれる 場合。	鋼橋架設工事,電線共同溝 工事,道路維持工事,舗装 工事,橋梁保全工事以外の 工事（※）	1.1	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤勤務手当を支給するた めに指定した地区,及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種（※）	1.0	7

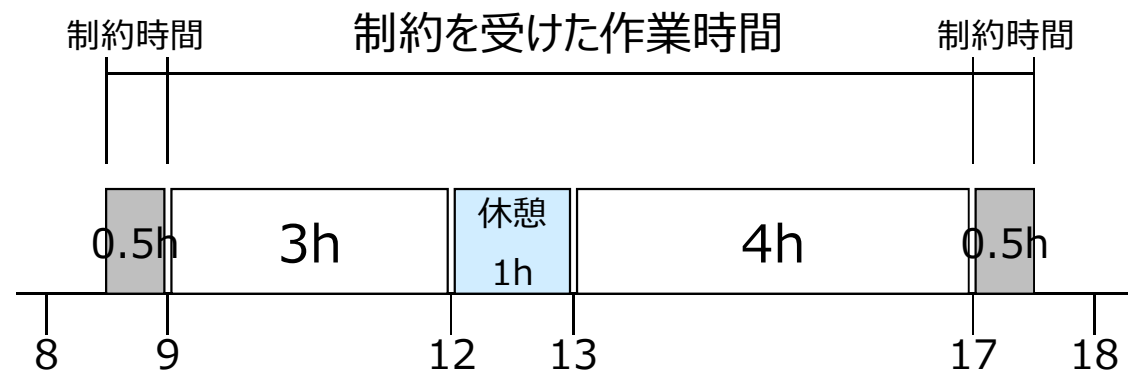
※ 直接工事費約1億円の舗装工事の場合、
工事価格 約164百万円→約168百万円（約400万円:2.7%）増

(2) 時間的制約を受ける積算方法の見直し

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

(昼間施工で時間的制約を受ける場合の例)



時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみ（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

**砂防工事等の
山間部の工事
を想定して、
要件を追加**

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみ（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

※1：作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下

※2：作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= \text{基準額} \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times \underline{1.14} \end{aligned}$$

※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

(3)大規模災害における復興係数・復興歩掛(継続)

- 被災地では、機労材の調達等による間接工事費の支出の増大や工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

被災地における施工確保対策

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費： <u>1.5</u>	共通仮設費： <u>1.4</u> (阿蘇・上益城) <u>1.1</u> (その他県内)	共通仮設費： <u>1.1</u>
		現場管理費： <u>1.2</u>	現場管理費： <u>1.1</u>	現場管理費： <u>1.1</u>
復興歩掛 歩掛の日当 たり標準作 業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	土工：標準作業量を <u>20%低減</u> コンクリート工：標準作業量を <u>10%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>



令和2年度も現行の復興係数・復興歩掛を継続

2. 働き方改革に取り組める環境整備

(4) 週休2日の労務費、機械経費(賃料)、間接工事費の補正

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

週休2日工事の実施状況

	H29	H30	H31・R1	(R1.9時点)		
				発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上		(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05		労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04		機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04		共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05		現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、
発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

(5)新たな労務単価の割増し

- 休日割増を導入
- 契約後、受注者の法定休日について報告を貰う。

土木工事標準積算基準書（改定案）

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

3 労務費

労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。

(1) 所要人員

<略>

(2) 労務賃金

<略>

(3) 夜間工事の労務単価

<略>

(4) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し
(基準額×割増対象賃金比×0.35) を加算するものとする。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日

(参考) 労働基準法【抜粋】

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

第三十三条

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

2 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不相当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

(参考) 労働基準法に基づく割増賃金率表

種類	支払う条件	割増率
時 間 外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間（1か月45時間、1年360時間等）を超えたとき	25%以上（※1）
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき（※2）	50%以上（※2）
休 日（休日手当）	法定休日（週1日）に勤務させたとき	35%以上
深 夜（深夜手当）	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1) 25%を超える率とするよう努めることが必要です。

(※2) 中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。

(6) 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

○昨年度、旅費交通費の原則率化(宿泊、滞在を伴う業務は対象外)について、設計業務等標準積算基準書(参考)を一部改定したところである。

○今年度、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等により、積算の効率化を図る。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法



宿泊、滞在を伴う業務の旅費
交通費は積上げにより算出

【注意点】

「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、
従来どおり別途計上

※ 往復旅行時間にかかる直接人件費
＝基準日額(技術者単価)×移動日数 …… ③

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

※ 旅費＝(直接人件費または直接調査費)×率 …… ①

区分	日当・宿泊料(千円)
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

※ 日当＋宿泊料＝係数×X …… ② X: 延べ宿泊日数、滞在日数〔日〕

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
⇒率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出

※旅費交通費＝①＋②＋③

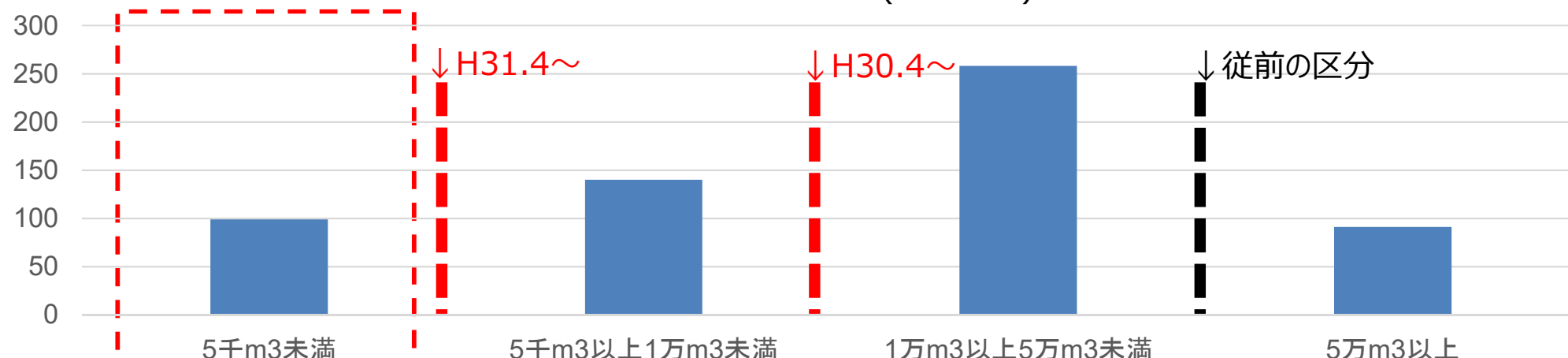
3. i-Constructionの更なる拡大

工事

(8) ICT活用工事における小規模施工の積算対応

- 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m³）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。

施工土量別の工事件数(H30年度)

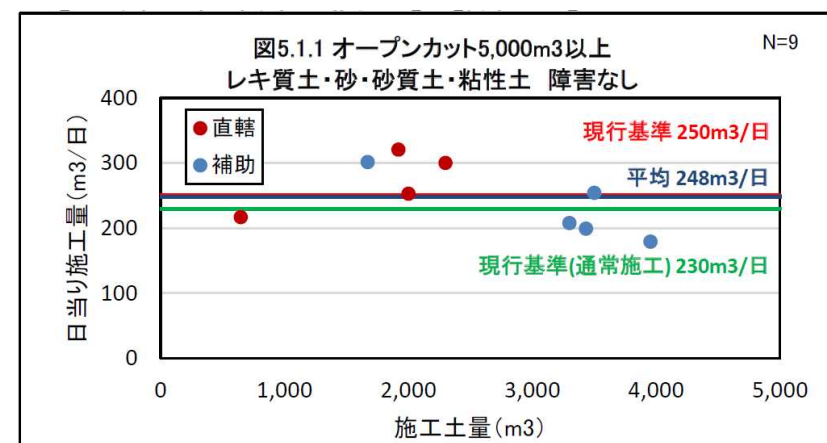


日当り施工量 【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】× 【障害なし】	250m ³ /日	290m ³ /日	350m ³ /日	550m ³ /日
---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも
**規格の小さい施工機械を用いる場合は、
標準積算によらず見積りを活用**

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m³未満の工事
における日当たり施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m³



(9)ICT施工の新規工種に係わる積算要領について

- ICTの新規工種として、地盤改良工（深層混合）の「**スラリー攪拌工（ICT）**」、舗装工（修繕工）の「**切削オーバーレイ工（ICT）**」の**2**工種を新設

○スラリー攪拌工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、セメント及び石灰系固化材のスラリー材（セメントミルク又はモルタル）を圧送・注入し、原地盤と攪拌・混合することにより改良体（コラム）を造成する工法において、地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を用いて、作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術による地盤改良工である。

【制定内容】

- 施工位置決め効率化による日当たり施工量の制定
杭長が短い場合の日当たり施工本数が効率化することを反映
- ICT建設機械経費加算額の制定
ICT地盤改良機に取付ける各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
- システム初期費の制定
ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用



（従来）誘導員による位置決め （ICT）施工位置のガイダンス画面（例）

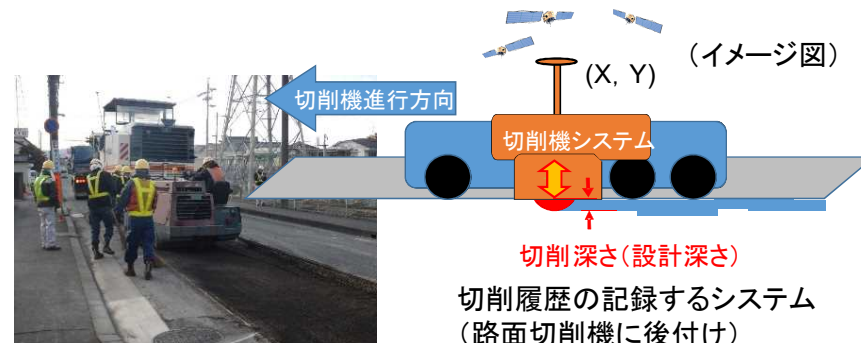
○切削オーバーレイ工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、出来形計測の省力化を図ることが出来るシステムを用いた、ICT路面切削機によるアスファルト路面の切削作業である。路面切削機の位置及び刃先の位置をリアルタイムに取得した、施工履歴データと3次元設計データとの差分による出来形管理を行うものである。

【制定内容】

- ICT建設機械経費加算額の制定
施工履歴データ取得に必要な各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
- システム初期費の制定
ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用



1. 改定概要

設計業務等積算基準書の記載内容について、現場状況や業務実態等を踏まえて、修正・追記・削除を行う。



設計業務等積算基準書の修正内容の一例

改 正	現 行
1－4 測量業務費の積算方式 1－4－1 測量業務費 3. 測量調査費 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 測量調査についての運用は、別表第2による。 なお、「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。	1－4 測量業務費の積算方式 1－4－1 測量業務費 3. 測量調査費 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

改定背景：

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については『ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針』で定められている各実施要領に基づくこととされており、また、各実施要領において、「測量調査費」として積算することとされているが、今般、その取り扱いを明確化するため、設計業務等積算基準書に明記することとした。

4. 改正品確法等を踏まえた 積算基準の改定

(11)工期と連動した間接工事費の設定

- 現状、一時中止に伴う増加費用等の積算の基準は整備されているが、一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）の積算基準を整備。
- 施工実態に即して、算定方式の係数を見直す。
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

改定案

□ 算定方法

$$G = dg \times J \times a$$

G : 中止期間中の工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く）

dg : 中止工期延期に係る現場経費率（%）

J : 対象額（一時中止工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）

a : 積上げ費用

$$dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^{b+N}})^B - (\frac{J}{a \times J^b})^B \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N : 中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 - 工期延期日数（受注者の責によるものを除く）

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b : 各工種毎に決まる係数（別表 - 1）

現 行 「河川工事」の事例

工種区分	係数A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有）山間僻地離島	市街地（D I D地区・準ずる地区			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311

改定（案）

工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り（1）	一般交通影響有り（2）	市街地（D I D補正）（2）	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	一般交通影響有り（1）	一般交通影響有り（2）	市街地（D I D補正）（2）	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615

※ 純工事費約 2 億円の河川工事で約20日間の工期延期をした場合は約146万円が約150万円へ約4万円（約2%）増

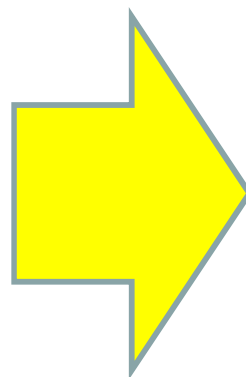
(12)除雪工における積算方法の改定

- 施工実態調査の結果を踏まえ、道路除雪工の歩掛を改定。
- 除雪作業は維持工事に含めて発注することが多いことから、通常4月に行う歩掛改定を次年度の早期発注に間に合うように、年度内に歩掛の一部改定を行う。
- 改定歩掛の適用は令和2年2月1日以降に契約締結する工事とする。

現 行

除雪機械1時間当たり単価表

名 称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手 （特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
土木一般世話役	人	(1/T)/5
機械付労務 （特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1



改 定

除雪機械1時間当たり単価表

名 称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手 （特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
除雪作業世話役 （土木一般世話役）	人	(1/T)/3
機械付労務 （特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

(13) 労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法の検討

- 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。

※併せて、入札説明書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

● 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<審議の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決（全会一致）
R1.6.7 参議院本会議可決（全会一致）
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に依拠して随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員等の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

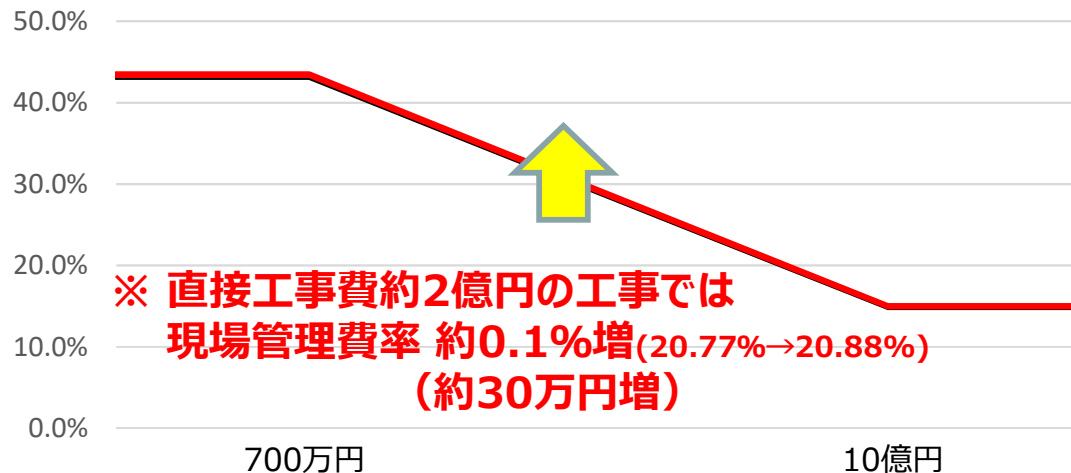
(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

現場管理費率（算定式）の改定

— 現行
— 改定



現 行 「河川・道路構造物工事」の事例

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.20%	$1270 \times N p^{-0.2145}$	14.90%

改 定

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.43%	$1276.7 \times N p^{-0.2145}$	14.98%

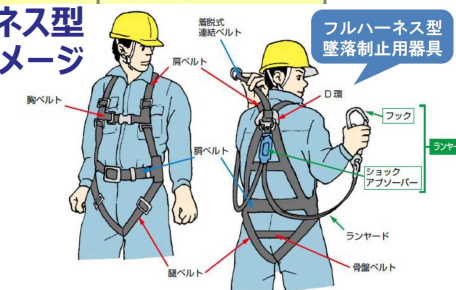
(14)墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算対応

- 安全衛生法関係法令が改正（平成31年2月施行）され、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となった。
- 現行の安全帯の使用は、令和4年1月1日までの猶予期間があり、その間の費用計上方法は実績変更により計上。
- 共通仮設費の率計上に向けて、次年度から諸経費動向調査を実施する。

安衛法令等の改正

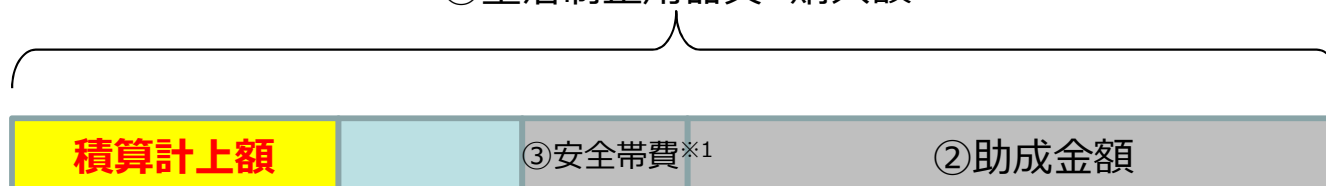
	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)								フルハーネス型				

フルハーネス型のイメージ



費用計上のイメージ

①墜落制止用器具 購入額



[計算式]

$$\text{積算計上額} = (\text{①} - \text{②} - \text{③}) \times \frac{\text{当該工事における 使用年数}}{\text{耐用年数}} \times \text{購入数量}$$

※1安全帯費：共通仮設費の率分に計上されている額を控除

(15)土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛の改定概要

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもの。「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定。

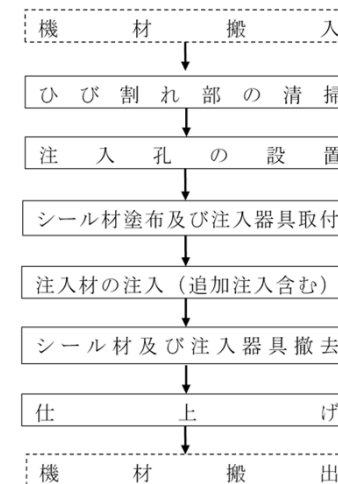
(1) 新規制定工種【1工種】

①トンネル補修工（ひび割れ補修工）

(2) 日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【13工種】

- ①仮橋仮栈橋工、②架設支保工、③ウェルポイント工、④コンクリート工（砂防）、⑤鋼製砂防工、⑥連続鉄筋コンクリート舗装工、⑦トンネル清掃工、⑧道路除雪工、⑨PC橋片持架設工、⑩トンネル工（NATM）（発破工法）、⑪トンネル工（NATM）（機械掘削工法）、⑫小断面トンネル工（NATM）、⑬トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

トンネル補修工（ひび割れ補修工）【新規工種】



施工フロー



施工状況

表3.1 機種の選定

機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
高 所 作 業 車	[トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型] 作業床高9.9m・積載荷重1,000kg	台	1	

(注) 高所作業車は、賃料とする。

表5.1 日当り施工量 (m/日)

日当り施工量	単 位	数 量
ひび割れ補修工（低圧注入工法）	m	8.5

(16)建設機械等損料

建設機械等損料の改定概要

建設機械損料は、土木請負工事費の積算に用いる機械経費であり、建設業者が所有する建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等を取りまとめたもの。実態調査結果を踏まえ、新規機種を追加や既存機種の建設機械損料を改定。

令和2年度建設機械等損料算定表 機械分類別平均変動率表

(変動率：令和2年度／平成30年度)

区分	基礎価格	標準 使用年数	年間標準 運転時間	年間標準 運転日数	年間標準 供用日数	維持 修理費率	年間 管理費率	残存率	運転1時間当たり 換算値損料 (13)欄	供用1日当たり 換算値損料 (15)欄
01 プルトーザ及びスクレーパ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00
02 掘削及び積込機	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00
03 運搬機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
04 クレーンその他の荷役機械	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	0.99	0.99
05 基礎工事用機械	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
07 モータブレーダ及び路盤用機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
08 締固め機械	1.01	1.00	1.00	1.00	1.09	1.00	1.00	1.00	1.01	0.93
09 コンクリート機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
10 舗装機械	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01
11 道路維持用機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	1.00	1.00	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00 ※1	0.98
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	1.03	1.00	－	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.03 ※1	1.03
15 電気機器	1.00	1.00	－	－	1.00	1.00	1.00	1.00	－	1.00
16 ウインチ類	1.01	1.00	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01 ※1	1.01
17 試験測定機器	1.00	1.00	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02 ※1	1.00
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	1.02	1.00	－	－	1.00	1.00	1.00	1.00	－	1.02
20 その他の機器	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00
40 コンクリート生産設備(ダム施工機械)	1.03	1.15	1.17	1.20	1.17	1.53	1.00	1.00	1.03	1.02
50 除雪用建設機械	1.01	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	－

※1 運転1日当たり換算値損料

(17) 施工パッケージ関係

改定のポイント

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含んだ単位施工量当り「単価」を施工パッケージ毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定。

また、施工パッケージ標準単価は、施工実態の変動を反映させるとともに、機械、労務、材料単価の物価変動による乖離が生じないように、毎年度単価の更新を行っています。

施工パッケージ関係 【10工種】

1) 日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【10工種】

- ①土工、②安定処理工、③基礎・裏込砕石工、④排水構造物工、⑤塵芥処理工、⑥土工(砂防)、⑦透水性アスファルト舗装工、⑧路側工(取外し)、⑨橋梁付属施設設置工、⑩スノーポール設置・撤去工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量を「施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載(令和2年3月末公表予定)。

(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

(18)電気通信編

改定のポイント

電気通信に関する標準歩掛等は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種等を改定。

電気通信編の改定

1) 歩掛制定【2工種】

- ①照明灯プレキャスト基礎設置工
- ②デジタル陸上移動通信装置設置工



2) 撤去工事に関する歩掛改定【4工種】

- ①電気通信設備工事における一般事項(既設設備の撤去工事)、
 - ②空中線装置設置工、③固定型衛星通信用地球局設備設置工、レーダ基地局装置設置工
- 既設設備の撤去工事において、据付歩掛に対する補正係数及び技術者等の取り扱いの変更を実施

3) 移設工事に関する機器管理費率の改定

機器管理費率の補正係数に「機器を移設する場合」を追加

4) 電気通信設備工事の日施工量の本基準化

電気通信設備工事における日施工量を制定

電気通信設備工事の工期のイメージ

項目／工期	1	2	3	4	5	6	7	8
準備期間	←→		工期の大半が機器製作期間					
機器製作期間			←→					
工事期間							←→	

機器製作期間と工事期間が重複する期間がある

改定のポイント

機械設備編（機械設備積算基準）は、土木機械設備請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもので、「公共工事機械設備共同調査」の結果等を踏まえ、既存制定工種の改定。

（１）機械設備工事積算基準の改定

積算基準と実態とで乖離が見られたため改定

１）河川用水門設備、揚排水ポンプ設備（除塵設備）、鋼製付属設備の輸送費算定式

２）一般管理費等率の改定

（２）機械設備点検・整備積算基準の改定

積算基準と実態とで乖離が見られたため改定

１）一般管理費等率の改定

(20)設計業務等標準歩掛

1. 改定概要

○道路予備修正設計(B)において、実態と乖離のあった歩掛を改定
 ※その他の歩掛においても、歩掛調査に併せて適宜改定

2. 内容

■道路予備修正設計(B)

実態を踏まえて、現行歩掛の区分を3歩掛に分解

現行歩掛の区分

横断・小構造物・用排水及び道路付帯構造物設計

新規歩掛の区分

①横断設計

②道路付帯構造物及び小構造物設計

③用排水設計

1kmあたり				
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1.0	0.5	1.0	1.5
新規歩掛①	0.7	0.5	0.8	0.8
〃 ②	0.1	0.3	0.6	0.6
〃 ③	0.3	0.2	0.6	0.9

現行歩掛の区分

設計図・用地幅杭計画及び関係機関との協議資料作成

新規歩掛の区分

①設計図

②関係機関との協議資料作成

③用地幅杭計画

1kmあたり				
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛		1.0	1.0	1.0
新規歩掛①		0.8	1.3	1.8
〃 ②		0.7	0.9	0.8
〃 ③		0.4	0.7	0.5

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン

